

商務分野のブランド評定と保護法（試行）

2007年1月8日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

商務分野のブランド評定と保護法（試行）

（2007年1月8日商務部公布）

第1条 貿易拡大の方式転換を促進し、貿易の効果と利益を確実に向上させ、ブランド戦略の実施を推進し、商務分野のブランドの評定を規範化し、商務分野のブランド保護を強化するために、本法を制定する。

第2条 商務部は国务院が付与する職能の範囲内において、商務分野のブランドの評定と保護を一元的に展開する業務に責任を負う。

第3条 各省、自治区、直轄市、計画的財政上独立市及び新疆生産建設兵団商務主管部門（以下地方の商務主管部門と言う）と全国的な業種協会、輸出入商業組合（以下業種組織と言う）は本法に基づき当該地区、当該業種の関連ブランドの申請と推薦を受理し、併せて職責の範囲内においてブランドの普及、促進、保護及び社会調査など関連業務を展開する。

第4条 商務分野のブランドの評定は、ブランドの国内外の市場の表出、ユーザーの認知、選択、使用、評価とフィードバックの状況を体現し、ブランドの市場競争力、価値想像力と長期的発展の潜在能力の体現に立脚する。

第5条 商務分野のブランドの評定は、企業の自発的な申請を前提とし、企業の申請、モデルデータの測定、専門家の審議、市場の認知、政府が公布するシステムを採用し、科学、公正、客観と優秀な物を選ぶという原則を遵守する。

第6条 商務分野のブランドの申請には次の条件を具備しなければならない。

(1) 申請企業は中国国内において法に基づき設立し且つ合法的に存続し、自主的に参加し、併せて商務部のブランドの評定と保護に関連する各規定と要求の遵守に同意する。

(2) 申請するブランドは中国国内で確立され、所有権は申請企業に属し、使用の歴史は3年以上、国内外の主要販売市場において既に商標登録或いは同等効力の法律の保護を得ており且つ初めての商標登録地を中国とする。

(3) 申請するブランドは比較的強い市場競争力、影響力を備え、知名度が高く、品質は国内をリードする又は国際的先進レベルに到達しており、独自の革新力が高く、息の長い発展能力を有し、且つ市場社会及び広範なユーザーの認可を得た企業ブランド、製品ブランド又はサービスブランドでなければならない。

(4) 申請企業は経済効益、社会効益ともに良好で、販売総収入及びブランド利益能力（ブランド商品とサービスの販売純利益と販売総コストの割合）が業界の先頭に位置する。

(5) 申請するブランドに関連する製品とサービス及び申請企業自体が国家の産業、安全、衛生、環境保護及び社会責任などの法律法規の規定に符合している。

第7条 商務部は定期的にブランドの評定業務を展開し、商務分野のブランドの評定を展開する通知に先駆けて、今回の評定の範囲、手順と期間を規定する。

第8条 申請企業はありのままに申請文書を記入しなければならず、併せて真実、有効、完全な証明資料と必要な事実確認のルートを提供しなければならず、規定の期日以前に企業所在地の地方商務主管部門或いは関連業種組織に届け出なければならない。

地方の商務主管部門或いは業種組織は当該地区や当該業種の評定に参加するブランドの申請資料の真実性、有効性、完全性について審査し、推薦意見を提出し、規定の期日以内に申請資料を商務部へ届け出る。

第9条 商務部は評定業務の需要に基づき、専門機関に委託し申請ブランドの各指標データについて事実確認、整理と総合測定を行ない、いくつかの専門家による業務グループを編制し申請ブランドについて審査と評価を行い、専門調査機関と公衆メディアに委託し、申請ブランドについて社会調査を実施する。

第10条 商務部は社会に向け、評定を予定するブランドのリストを公示し、公示状況に基づき企業に、相応のブランドの称号とブランドのマークの使用権を授与し、併せて社会へ公布する。

第11条 商務部のブランドの称号を得た企業に、消費者の権益を深刻に損害する、重大な品質問題が生じる或いは安全事故、他人の知的所有権の重大な侵害、市場秩序を深刻に攪乱する或いは真実のようにごまかし不当な方法でブランドの称号などを騙し取る状況がひとつでもあった場合、商務部はその関連のブランドの称号を取消し、併せて1年から3年以内はその評定申請を受理しない。

第12条 商務分野のブランドの評定活動は社会各界の監督を受け入れる。如何なる単位や個人もこの機に乗じて評定参加企業からの如何なる費用の受領や営利活動を展開してはならない。

第13条 商務部のブランドの評定業務に参加する機関と人員は、関連の規定と手続きに基づき、厳格に評定業務を遂行しなければならず、且つ企業の商業及び技術の秘密を守る義務を負う。

第14条 如何なる単位や個人も商務分野のブランドの評定活動において法律違反、規律違反の行為を発見した場合、商務部或いは当該地の商務主管部門へ申立或いは告発することができる。申立人、告発者は書面資料、真実の身分証明を提供しなければならず併せて必要な資料を提供しなければならない。

第15条 商務部の評定するブランドの企業名の権利或いは登録商標の専用権、特許権、著作権などの知的所有権を侵害した場合、或いは商務部の評定ブランドに焦点をあてた不当な競争行為を行う、或いは商務部の評定ブランドにかかわるドメイン名の争議が生じた場合、国家の関連法律法規に基づき処理する。

商務部は関連の行政管理部門と調整し前項の規定に基づき商務部の評定ブランドに対しての保護を強化し、犯罪の嫌疑がかかる場合は、司法機関に移送し法に基づき処理する。

第16条 輸入製品が商務部の評定ブランドの知的所有権を侵害し、且つ対外貿易秩序に危害を与える場合は、商務部は《中華人民共和国対外貿易法》に基づき輸入禁止などの

措置を講じることができる。

各種経済技術貿易展覧会、展示販売会、博覧会、交易会、展示会などの活動において商務部の認定ブランドの特許、商標、著作権を侵害した場合、商務部は関連部門と共同で《展示会の知的所有権保護法》に基づき処理することができる。

第 17 条 商務部は健全な知的所有権の国外保護警報システムを構築し、商務部の認定ブランドに対しての国外保護を強化する。

第 18 条 商務部が国外知的所有権サービスの基盤を構築し、併せて駐外大使館の経済商務参事官所（室）と調整し、商務部認定ブランドの国外保護のために公共情報のコンサルティングサービスを提供する。

第 19 条 商務部は、企業が其他国家と地区で商務部認定ブランドと関係する商標登録、特許申請或いは著作権登録の処理を奨励、支持し、且つ企業が其他国家と地区で法律手段を運用し合法的権益を維持することを支持する適切な措置を講じる。

第 20 条 商務部認定ブランドが国内で知的所有権を侵害された或いは不当競争にあった場合、企業は関連部門へ告発或いは苦情を申し立てることができ、各地の知的所有権告発・苦情申立センター或いは商務部へ告発又は苦情申立することもできる。知的所有権告発・苦情申立センターと商務部は速やかに関連部門へ移送し、処理状況を追跡、フィードバックする。

商務部認定ブランドが国外で知的所有権を侵害された場合、企業は駐外大使館の経済商務参事官所（室）へ報告することができ、商務部或いは商務部の中国企業国外商務苦情申立センターへ報告することもできる。

第 21 条 商務部認定ブランドを有する企業は積極的に企業の知的所有権構築を展開しなければならず、知的所有権への投入を大きくし、積極的に自身の合法的権益を保護し、併せてブランドの管理を強化し、商務部の認定ブランドのイメージを保護しなければならない。

第 22 条 商務部の認定ブランドに譲渡、抵当、価額評価など取引行為が生じた場合、相応の資質を有する評価機関が公正に評価し、契約を締結後 30 日以内に商務部に記載届出を行なう。

企業の買収合併が商務部認定ブランドを有する企業の実際の抑制権の譲渡を招いた場合、当事者が商務部へ申告しなければならない。

第 23 条 第 10 条に言うブランドマークは商務部の所有に属する。ブランド企業はブランドの称号を得た製品、サービス及びその包装、装飾、説明書、広告宣伝などの関連資料に当該マークを使用することができ、如何なる企業又は個人も偽造、販売や盗用してはならない。

第 24 条 第 12 条の規定に違反し、商務分野のブランド認定の名義を騙って費用を受領する或いは営利活動を展開する場合、商務部は警告を与え期限付きの是正を命じる。情状が深刻な場合は、関連部門が法に基づき行政処罰或いは刑事処罰を与える。

第 25 条 商務部のブランド評定業務に参加する機関と人員が第 13 条の規定に違反し、関連する評定の規定と手順を遵守しない場合は、その評定業務の資格を取り消す。私情にとらわれて不正行為を働く、職権を乱用する、或いは職責を軽んじた場合、法に基づき行政処分を与える。犯罪を構成した場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

第 26 条 第 22 条の規定に違反し、ブランド取引は評定を経ていない或いは商務部へ記載届出をしない、又は申告していない場合、商務部は警告を与え、且つ是正を命じる。情状が深刻な場合はその相応するブランドの称号を取り消す。

第 27 条 第 23 条の規定に違反し、無断で使用範囲を拡大し、その他製品、サービス又はその包装、装飾、説明書、広告宣伝及び関連資料に商務部評定ブランドのマークを使用した場合、商務部は警告を与え、且つ期限付きの是正を命じる。期限までに改正されない場合は、その相応するブランドの称号を取り消す。

第 23 条の規定に違反し、商務部の評定ブランドのマークを偽造、販売、盗用した場合、商務部は警告を与える或いは 3 万元以下の罰金に処し、期限付きの是正を命じ、且つ法に基づき刑事責任を追及する。

違法行為が生じた日から 2 年以内は商務分野のブランド評定への参加申請は受理しない。

第 28 条 商務部の行政処罰が不服の場合、法に基づき行政再議を申請できる或いは人民法院へ行政訴訟を起こすことができる。

第 29 条 本法は印刷公布日より施行する。